

平成 30 年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成 30 年 5 月 24 日(木)

警察総合庁舎 大会議室

○日本司法支援センター本部犯罪被害者支援課 坂本課長

日本司法支援センター本部犯罪被害者支援課長の坂本と申します。皆様には日ごろから法テラスと連携いただきまして、どうもありがとうございます。

昨年のこの会議で施行予定としまして御説明させていただきましたDV、ストーカー、児童虐待を受けている方への法律相談援助が本年 1 月に始まりましたので、本日は改めてその説明をさせていただきたいと思います。

資料としましては、資料 4 に A 4 カラーのチラシがございます。あともう一つ、この「法テラス犯罪被害者支援」と題したリーフレットもございますので、これらを見ながら御説明させていただきます。

まず、資料 4 のチラシを御覧ください。上に吹き出しがございますが、こちらにありますとおり、平成 30 年 1 月 24 日から、DV 等被害者法律相談援助が始まりました。DV、ストーカー、児童虐待、これらの被害は深刻な再被害へ急速に進展する危険が大きいことから、できるだけ早く弁護士の助言を受けられるようにするため設けられた制度となります。

下半分、枠で囲った部分がこの制度の主な内容となりまして、特徴は 2 つございます。1 つ目が、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方による再被害の防止に関して必要な法律相談であれば、刑事、民事を問わず御相談いただけることです。2 つ目は、資力の有無にかかわらず御利用いただけるということです。法テラスが行っています民事法律扶助等の弁護士費用の援助制度につきましては、利用に際して資力等の要件がございますが、この相談援助につきましては資力に関係なく御利用いただけることとなります。ただ、全ての方が無料となるわけではございません。点線で囲ったところに資産基準とございますが、この基準を超える資力がある方につきましては、相談料 5,400 円を負担いただくという制度になっております。

裏面を御覧いただきたいと思います。上にフロー図がございますので、こちらに沿って御利用の流れを御説明いたします。その下の Q & A につきましても御参照願います。

このフロー図に①とありますが、まず DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方が法テラスにお問合せをされます。申込先は、お近くの法テラス地方事務所となります。全国の地方事務所の電話番号や住所は、このリーフレットの裏面に載っておりますので、御覧ください。リーフレットの表面にコールセンターの電話番号もございますが、コールセンターにお問合せいただいた場合でも、お近くの地方事務所にお取次ぎいたします。

この相談援助は、DV 防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法で定める被害が対象となりますので、Q & A の 2 つ目にその根拠となる各条文の要約も書かせていただいております。また、注意事項としまして、児童虐待事案は 18 歳未満が対象になること、各被害を

受けている疑いがあるということであれば御利用いただけることも載せております。

フロー図に戻りまして、②に選任とありますが、この要件に該当する場合は、法テラスで相談担当弁護士を選任いたします。被害者の状況等によっては、警察等の他の相談窓口も御紹介いたします。

③に移りまして、法テラスから利用者に担当弁護士の名前と連絡先を御連絡いたしますので、弁護士と利用者間で日程等調整をしていただき、④のとおり、対面による相談を実施していただくことになります。原則として、弁護士の事務所で行っていただきます。

なお、注意書きにもあるとおり、代理の方だけでは相談できませんので、児童虐待事案の場合であっても御本人に相談していただくことになります。支援者の方が同席することは可能です。

⑤を御覧ください。相談終了後、弁護士から法テラスへ申込書や結果報告書などを提出いただきます。最初に申しあげました相談料の負担につきましては、この申込書に相談者に資産を記入していただきますので、そこから判断し、必要に応じて払っていただくことになりますが、この場合の資産とは、Q&Aの3つ目にありますけれども、相談実施時に本人が自由に使える現金・預貯金になりますので、例えば本人名義の預金があっても、加害者に管理されている場合、キャッシュカードなどを自宅に置いたまま急に避難して自宅に戻れない場合、このような場合は相談実施時に本人が自由に使えないことになりますので、資産には含まれないことになります。

また、相談後になりますが、必要に応じて弁護士に委任することもできます。弁護士に委任する場合の費用が御心配な場合には、資力等要件はございますが、要件に該当すれば民事法律扶助等も御利用いただけます。

施行から3月末までの約2カ月間で約140件の御相談がございました。約8割がDV事案でした。今後とも周知を進めてまいりたいと考えております。

以上が新しく始まった相談援助の御説明ですが、こちらのリーフレットについても簡単に御説明させていただきたいと思っております。このリーフレットは、法テラスの犯罪被害者支援について、御利用の流れや弁護士費用等に関する援助制度、連絡先等をまとめた全般的なものとなります。昨年この会議で前のバージョンを配付させていただいた際に、御意見をいただいたこともございまして、今回、全面的に見直したものとなっております。

開いていただきますと、左側に御利用の流れがありまして、真ん中と右側のページに弁護士費用等に関する援助制度がございます。法テラスでは、今御説明しましたDV等被害者法律相談援助のほかにも、相談窓口や法制度等の支援情報の御提供、あるいは被害者支援の経験や理解のある弁護士の御紹介、また、真ん中のところに書いてありますが、民事法律扶助や日弁連委託援助といった一定の要件に該当する方を対象とした事業、あるいは右側にございますとおり、経済的に余裕のない被害者参加人のための国選弁護制度や、刑事裁判に出席した被害者参加人への旅費等支給制度等もございます。複数の援助制度を組み合わせることで、刑事、民事双方で途切れのない援助が提供できますので、ぜひ多くの被害者の方に

御利用いただきたいと考えております。

皆様におかれましても、法的支援が必要な方、あるいは弁護士に相談した方がよいと思われるような方がいらっしゃる場合には、ぜひ法テラスを御紹介、御案内いただきますよう、よろしく願いいたします。

法テラスとしましては、新しく始まったDV等被害者法律相談援助を含め、各事業の運用に当たっては、各地にあります法テラスの地方事務所と関係機関の皆様との連携が一層重要になると考えておりますので、今後とも御協力をよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。